

学校における働き方改革に関するこれまでの経緯

平成 29(2017)年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

・ **時間外勤務： 小学校で月約 59 時間、中学校で月約 81 時間程度**

⇒ **教師の厳しい勤務実態が明らかになった**

国の主な取組

県の主な取組

村・学園の主な取組

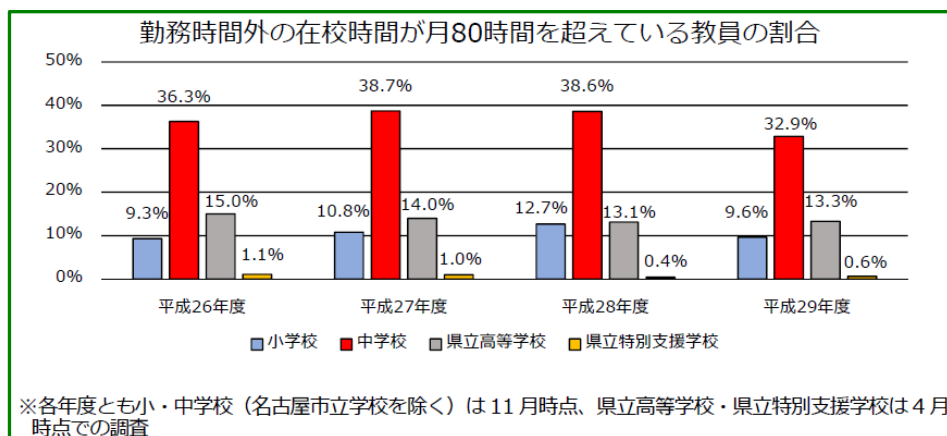
平成 29(2017)年 「教員の多忙化解消プラン」を策定
(愛知県教育委員会)

・ 2019 年度までに、時間外在校等時間が月 80 時間を超過している教員の割合を 0% にすることを目標とする。

平成 30(2018)年 「持続可能な教育の質の向上をめざして～
「教員の多忙化解消プラン」に基づく取組について～」を策定(愛知県教育委員会)

・ 多忙化解消に向けた具体的な取組を示す。

配付リーフレットより抜粋



中学校では約3人に1人の教員が、時間外在校等時間月80時間を超えている

平成 30(2018)年 「部活動指導ガイドライン」を策定
(愛知県教育委員会)

・ 「休養日」「活動時間」の基準が示される。

平成 31(2019)年 中央教育審議会答申

・ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を取りまとめる。
(学校と教師の業務の3分類(14項目)が示される)
・ 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文部科学省)を策定

令和元(2019)年12月 給特法の改正

- ① 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の「指針」への格上げ
〈指針における上限時間〉(1) 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
(2) 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内 等
- ② 休日の「まとめ取り」のため、1年単位の変更労働時間制を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に。

令和2(2020)年 「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定
(愛知県教育委員会)

・ 給特法改正に伴い、時間外在校等時間の上限を同様に定める。

⇒ **取組の一定の成果はあったものの、依然として時間外在校等時間の上限を超える教員が多い傾向の改善には至らなかった。**

令和2(2020)年 海部地区 部活動の見直し

- ・平日の練習時間の上限を設定。
- ・週2日以上 of 休養日を設ける。
- ・早朝の部活動を実施しない。
- ・休日の部活動は、土、日のいずれかとし、活動時間を3時間程度までとする。

令和2(2020)年「教職員の多忙化解消に向けての取組について」保護者に周知 (飛島村教育委員会・飛島学園)

- ・書面で、日課の改定や、教職員の在校時間管理等について、保護者に書面で通知し、理解を図った。

令和3(2021)年3月「飛島村立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」策定

- ・正規の勤務時間を除いた時間を定め、教育職員の業務量の適切な管理を図った。
 - (1) 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
 - (2) 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

令和3(2021)年5月「県立学校における働き方改革ガイドライン」 (愛知県教育委員会)

- ・時間外在校等時間の縮減に取組に向けた具体的な取組例を示し、学校での施策展開を推進。

令和5(2023)年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

- ・**時間外勤務： 小学校で月約 41 時間、中学校で月約 58 時間程度**

⇒ **一定程度改善したものの引き続き取組を加速する必要がある**

令和5年(2023)年

- ・飛島学園「愛知県教育委員会 教員の業務内容・分析事業」モデル校として取り組む

令和6(2024)年9月「愛知県公立学校働き方改革ロードマップ」策定 (愛知県教育委員会)

- ・**目標**：2026年度までに1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教員を0%
- ・「少人数学級」「小学校の教科担任制」「部活動改革」を重点化し、業務改善の推進を図る。

令和7(2025)年6月 給特法の改正

- ・**目標**：令和11年度までに時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減
- ・教育委員会は、働き方改革に関する計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）を策定することが義務付けられる。
- ・令和8年4月1日までに計画策定が必要。
- ・計画の策定・変更、実施状況を総合教育会議において報告。

令和7(2025)年8月 中央教育審議会

- ・学校と教師の業務の3分類の改定案（資料1-3）提示（19項目となる）